

令和2年度第9回南伊勢町農業委員会総会議事録

- ・開催日時 令和2年 12月 8日(火) 午後1時30分
- ・開催場所 南伊勢町役場南島庁舎2階 第1会議室

1. 開会

2. 出席農業委員 16名

会長	木下和行
委員	山本博文、東 克臣、濱川博哉、石谷みのり、 御辺芳彦、羽根正視、田中敏男、島田大輔、 小山 学、山川武樹、稻葉吉一、久納真司、 山本茲弘、井田 賢、木戸 保

欠席農業委員 4名 小山茂樹、田所一成、島田安明、野村武博

3. 議事録署名委員選出

濱川博哉委員・石谷みのり委員

4. 報告事項

第1号報告 農業経営基盤強化促進法による利用権設定について（1件）

第2号報告 認定電気通信事業者による携帯基地局の設置について（1件）

5. 議案事項

第1号議案 非農地証明願について（1件）

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請について（1件）

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請について（1件）

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について（4件）

6. その他

7. 閉会

事務局 里中重信・岡田真宗

1. 開会

事務局	ただいまより、令和2年度第9回南伊勢町農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は <u>16名</u> 、欠席委員は <u>4名</u> です。農業委員会法第27条第3項の規定により、過半数以上ですので総会は成立いたします。
-----	---

2. あいさつ

事務局	続きまして会長より、ご挨拶をお願いいたします。
会長	開会に先立ちまして、挨拶を申し上げます。みなさん、年末に向けて大変お忙しい中、集まりいただきありがとうございます。本日もご審査のほど、どうぞよろしくお願ひ致します。
事務局	ありがとうございました。

3. 議事録署名委員の選出

事務局	続きまして会長より、議事録署名委員の選出をお願い致します。
会長	続いて事項書3、議事録署名委員の選出に入ります。今回の総会の議事録署名委員の選出ですが、濱川博哉委員と石谷みのり委員にお願いします。
事務局	よろしくお願ひ致します。

4. 報告事項

事務局	続きまして、総会の進行をお願い致します。
会長	続いて事項書4、報告事項に入ります。第1号報告、農地中間管理機構による利用権設定について事務局より説明願います。
事務局	第1号報告、農地中間管理機構による利用権設定について説明します。 (明細より説明) この件につきまして、小山茂樹委員と現地確認を行いましたが、本日欠席されておりますので、事務局より説明致します。 現地は耕作放棄地となっており、また、申請人は町内においては若手の女性農家になります。現在柑橘農家のもとで研修を受けておりますが、来年度独立に向けて、園地を借りるという内容となります。特に問題はないとの判断しております。
会長	この件について何か質問や意見はありませんか。
東克臣 委員	下限面積は問題ありませんか。
事務局	利用権設定に関しては下限面積は要件にはなっておりませんので、「問題はありません」。
東克臣 委員	分かりました。もう一つ質問します。 位置図・案内図を見ると、山の中で柑橘を栽培する予定のようですが、現況

	写真を見ると、何も獣害柵がしていないように思われます。申請人は若手農家、高齢化の進行が著しい本町においては、若手農家の誕生は大変ありがたい限りです。何か獣害対策の補助はないでしょうか。
事務局	補助事業としては2種類あり、まず、町単で行っている2分の1の補助。もう一つは国の補助事業がありますが、こちらは締め切り日が大変早く、来年度の締め切りは既に終わっている状況です。
東克臣 委員	ぜひ行政の方で、検討してあげてください。
会長	他に意見・質問はありませんか。 (質疑なし) 質疑なしと認めます。 この件は報告事項ですので、よろしくお願ひ致します。

会長	続いて第2号報告、認定電気通信事業者による携帯基地局の設置について、事務局より説明願います。
事務局	第2号報告、認定電気通信事業者による携帯基地局の設置について説明します。 (明細より説明) この件につきまして、島田大輔委員、補足があれば説明をお願い致します。
島田大輔 委員	申請地にて私が麦を栽培しておりますが、問題はないです。
会長	この件について何か質問や意見はありませんか。 (質疑なし) 質疑なしと認めます。 この件も報告事項ですので、よろしくお願ひします。

会長	続いて事項書5、議案事項に入ります。第1号議案、非農地証明願について、事務局より説明願います。
事務局	第1号議案、非農地証明願について説明します。 (明細より説明) この件につきまして、申請地区が2つにまたがっておりますので、それぞれの担当地区委員さんに意見を聞きたいと思います。まず、迫間浦地区について、羽根正視委員、補足があれば説明をお願い致します。
羽根正視 委員	現況写真を見てのとおり、山林です。昭和47年には生産者が誰もいなくなり、現在に至ります。問題はないです。
事務局	ありがとうございます。続きまして、相賀浦地区につきまして、山本茲弘推進委員、補足があれば説明をお願い致します。
山本茲弘 推進委員	羽根委員と同様に問題はないと思います。
会長	この件について何か質問や意見はありませんか。
山本茲弘 推進委員	現地確認の際に、申請地に貯水場があったのですが、非農地証明願にて許可が下りた場合、管理は誰になるのでしょうか。水もかなり溜まっていた

	のような気がしたので、何かあった時に、問題になるのでは。
事務局	非農地証明は、農地の地目を変更するだけですので、名義は変わりません。また、登記の名義が変わった場合は、区同士の話し合いになるのかと思われます。羽根委員、どうでしょうか。
羽根正視 委員	そのような流れになるのかと思います。
山本茲弘 推進委員	分かりました。
会長	他に意見・質問はありませんか。 (質疑なし) 質疑なしと認めます。 それではこの件に同意することに賛成される方は挙手をお願いします。 全員賛成ですので同意したものと決定します。

会長	続いて第2号議案に入ります。第2号議案、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明願います。
事務局	第2号議案、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。 (明細より説明) この件につきまして、御辺芳彦委員、補足があれば、説明をお願い致します。
御辺芳彦 委員	12月2日、現地確認を行いました。問題はないと思います。
会長	この件について何か質問や意見はありませんか。 質疑なしと認めます。 それではこの件に同意することに賛成される方は挙手をお願いします。 全員賛成ですので同意したものと決定します。

会長	続いて第3号議案、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明願います。
事務局	第3号議案、農地法第4条の規定による許可申請について説明します。 (明細より説明) この件につきまして、羽根正視委員、補足があれば、説明をお願い致します。
羽根正視 委員	特にありません。
会長	この件について何か質問や意見はありませんか。 質疑なしと認めます。 それではこの件に同意することに賛成される方は挙手をお願いします。 全員賛成ですので同意したものと決定します。

会長	続いて第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明願います。
事務局	第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請について説明します。 (明細より説明) この件につきまして、御辺芳彦委員、補足があれば、説明をお願い致します。
御辺芳彦 委員	特にありません。
会長	この件について何か質問や意見はありませんか。 質疑なしと認めます。 それではこの件に同意することに賛成される方は挙手をお願いします。 全員賛成ですので同意したものと決定します。

会長	続いて審議番号2番、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明願います。
事務局	審議番号2番、農地法第5条の規定による許可申請について説明します。 (明細より説明) この件につきまして、島田大輔委員、補足があれば、説明をお願い致します。
島田大輔 委員	隣地に住宅が建っておりますが空き家ですし、申請地周辺は太陽光発電設備用地になっております。営農への支障及び集積への支障もないと思います。問題はありません。
会長	この件について何か質問や意見はありませんか。 質疑なしと認めます。 それではこの件に同意することに賛成される方は挙手をお願いします。 全員賛成ですので同意したものと決定します。

会長	続いて審議番号3番、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明願います。
事務局	審議番号3番、農地法第5条の規定による許可申請について説明します。 (明細より説明) この件につきまして、御辺芳彦委員、補足があれば、説明をお願い致します。
御辺芳彦 委員	特にありません。
会長	この件について何か質問や意見はありませんか。 質疑なしと認めます。 それではこの件に同意することに賛成される方は挙手をお願いします。

	全員賛成ですので同意したものと決定します。
--	-----------------------

会長	統いて審議番号4番、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明願います。
事務局	審議番号4番、農地法第5条の規定による許可申請について説明します。 (明細より説明) この件につきまして、石谷みのり委員、補足があれば、説明をお願い致します。
石谷みのり 委員	切土・盛土は発生させず、木も伐採するだけですので、土砂などが発生することもないと事業者側から聞いております。問題はないと思います。
会長	この件について何か質問や意見はありませんか。 質疑なしと認めます。 それではこの件に同意することに賛成される方は挙手をお願いします。 全員賛成ですので同意したものと決定します。

会長	続きまして、事項書6、その他に入ります。事務局より説明がありましたら、よろしくお願ひ致します。
事務局	(別途説明)
会長	この件につきまして、何か意見や質問はありませんか。 (無し、無ければ閉会へ) 以上をもちまして、令和2年度第9回南伊勢町農業委員会総会を閉会致します。ありがとうございました。

上記のとおり、会議の経過を記載し、相違ないことを証明するため、ここに署名する。

令和2年 12月 8日

会長 木下 和行

委員

委員